

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務（
医業未収金の債権回収業務の範囲内のものに限る。）を令和3年4月1日次のとおり委託した。

令和3年4月16日

岩手県医療局長 小原 勝

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立病院等	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 8階802号室	弁護士法人一番町綜合法律事務所
岩手県立病院等	東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号 南雲ビル2階	弁護士法人館野法律事務所